

令和5年度第1回福島県権利擁護推進会議 議事録

令和5年11月24日(金) 14:00～16:00

場所: 杉妻会館3階 百合 (参集とオンラインのハイブリッド形式での開催)

1 議題1 福島県権利擁護推進会議の設置について

(事務局 高齢福祉課 高山)

資料1-1～1-2により説明。

(行政書士会 川島委員)

資料1Pの「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」は正しくは「公益社団法人～」のため訂正をお願い。

2Pの専門部会について、今年「成年後見業務も行政書士の法定業務である」と文書が発出され、行政書士も専門職であると言えるため、成年後見の専門部会へ入れていただくわけにはいかないか。昨年度の会議でも三士会の壁をなんとかしていただきたいと話したところであり、再考をお願いしたい。

→ (事務局 高齢福祉課 渡辺課長)

資料は修正させていただく。

専門部会について今回示したものは例示であり、今後実際に部会を開催する際は構成メンバーを含め会にはかり決めたい。なお、三士会と行政書士会へはあらかじめ協議させていただきたい。

2 議題2 成年後見制度利用促進に関する福島県の現状

議題3 取組方針策定の進め方について

(事務局 高齢福祉課 高山)

資料2-1～2-3、資料3により説明。

※ 資料2-1の15Pの市町村における体制整備に関する課題、資料2-2は社会福祉士会の谷川委員より説明。

(事務局 社会福祉課 渡部副主査)

日常生活自立支援事業(あんしんサポート)と成年後見制度の密接な連携が必要である。実際に、制度利用が必要な方でもあんしんサポートで補っているケースがあると聞いている。関係課と協働して制度利用について考えていきたい。

(事務局 障がい福祉課 佐藤主事)

障がい分野の最近の話題として「介護者亡き後問題」がある。特に若年層の在宅介護は障がい者の親が行っていることが多いが、その親世代の高齢化で対応が難しくなり身体や財産状況が危険な状況になることがあるため、対応として成年後見制度の活用が考えられる。また、他県では施設利用者の食材費を施設側が過剰徴収していた事案等が発生しており、入所者の財産管理は施設が役割の多くを担っているものの、このような事案を受け、制度利用の支援が必要となってきた。

結果として、在宅・施設入所の両面で制度利用に係る支援が必要になると社会的要請が強まっている状況。

一方、制度の活用については高齢分野で先行しているため、障がい分野では行政の体制や家族・支援者の制度理解が不十分なため、今後、関係者に意見を聞きながら取組を進めていきたい。

(行政書士会 川島委員)

障がい者権利擁護にも係る資源不足についても支援可能なため、利用できるものは利用していただきたい。後見業務の担い手となる行政書士は県内にくまなくいるので是非活用を。会では毎年研修を実施し、担い手を育成をしている。

(基幹相談支援センター 遠藤委員)

専門職派遣によるケース会議では障がい者の割合はどのぐらいか。少ないのではないかと。

→ (社会福祉士会 谷川委員)

明確な数字は今ないが、感覚として3（高齢）対2（障がい）ほど。市町村により対応差に特徴はあるが、障がい者の会議が極端に少ないという印象はない。

(基幹相談支援センター 遠藤委員)

基幹相談支援センターの会合が年2～3回あり、昨年度2月に須賀川で開催した連絡会では中核機関の話題が出たものの、あっさりと流れたため、あまり認識されていないように感じた。

今後、連絡会実施の際には関係者の皆さんにも会に参加し中核機関に絡んでいただきたいとお願いするかもしれない。また、当センターふたばでは、併せて中核機関も担っているため、それについても宣伝しながら上手く取組を進めていきたい。

(基幹相談支援センター 遠藤委員)

26Pの市町村長申立研修について、市町村では議論を行わないまま申立を進めている状況が見られるため、申立のプロセスを大事にしてもらうためにも研修にその内容を組み込んでほしい。

→ (社会福祉士会 谷川委員)

当会で市町村長申立研修を県より受託。本県の市町村長申立件数の割合が全国トップクラスである理由の一つは御指摘のとおり、十分な協議のないまま自治体としての責任を果たそうとしていることもあるが、その前提としてケース会議の必要性を感じていない、実績がない等の実状があると把握をしている。そのため、研修内容は、弁護士より法的根拠、社会福祉士より

申立へのプロセス、司法書士より申立の手続きの3部構成としており、引き続き内容を広めていく必要がある。

(社会福祉士会 松本会長)

21Pの市町村別成年後見制度の利用者数からも見えるが、実際にケース対応にあたっていると、権利擁護支援に積極的に関わっているところでは、地域包括支援センターや介護支援専門員、基幹相談支援センター等に地域の方からのニーズがしっかり上がってくる体制ができている。一方、制度利用者数が0件の地域もあり、それは実際にニーズがないからか、もしくはニーズがあってもつかんでいないのかもしれない。今後はそのような市町村に対して一歩踏み込んだ支援策を考えていきたい。

(社会福祉士会 谷川委員)

市町村での取組に差はあるが、それより前の段階として、そのような方に気付く芽が十分に育っていないように感じる。国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では中核機関の取組として、まず広報・啓発活動を進めることを示している。広報・啓発とは、必ずしも制度のことだけでなく、権利擁護支援が必要な方の課題や相談先、支援者側が気を付けるべき点等も広報・啓発である。自分たちが市町村支援の際に常に意識しているのが、地域の中で問題意識を持つことや気付いた人が行動できるような広報・啓発を行ってもらいたいと伝えている。そうでなければ相談はなかなか上がってこない。地道な活動の積み上げにはなるが、関係者や当事者団体が勉強の場を持つことや、市町村の声かけによる実施もしていけると良いと感じている。

3 議題4 意見交換

(認知症の人と家族の会 長谷川委員)

県南地区の会員で認知症となった方がおり、親族が遠くにいたため初期集中支援チームやケアマネ、市等による支援を行い最初の半年間は上手くいっていたが、その後認知症の進行により、成年後見制度利用の検討について市と協議して後見開始となった。実際に利用するとなると、以前研修で「自分は制度利用しなければいけない」と本人が言っていたものの、認知症にもよるが、そのことを忘れてしまっていた。そのため周囲の関係者がその時になったら本人にとって何が適切な支援なのかをあらかじめ理解しておくことが大事。

制度利用することになって一番喜んだのは、とても本人のことを心配していた近所の方だった。

また、どの時点で制度を開始するのかの判断が難しいとも感じた。

(手をつなぐ親の会連合会 七宮委員)

以前、福島市で知的障がいのある方が投票に行ったら断られた事案があり全国ニュースにもなった。ようやくこのような方への意識が持たれるようになってきたと感じている。同時に、自分たち

も勉強をしていかななくてはならないと会で意見が出て、今年開催された東北ブロック大会では、県障がい福祉課長にも参加いただき、早稲田大学で福島高校出身の山野目章夫先生に成年後見制度に関して講演をいただいた。その際「成年後見制度は高齢分野から始まっているので障害分野でははまだまだ。方向性を修正するためには民法改正等が必要であり時間を要する。」という話があったので、それまで関係者に勉強するよう周知していかなければならないと考えている。

また、当会は肢体不自由児者父母の会も絡んでおり、知的障がい者だけでなく身体障がい者にも財産保全等のため成年後見制度が必要になると感じているところ。

(基幹相談支援センター 遠藤委員)

当日追加資料(基幹相談視線センターとは)に沿って説明。

権利擁護支援は障がい分野にも必須だが、高齢分野に情報等がまだ追いついていないため、本日の会議資料を県内の基幹相談視線センターへ共有し中核機関等へ積極的に絡んでいくよう伝える。

(須賀川市長寿福祉課 古川委員)

須賀川市成年後見支援センターの実施状況等を報告。相談件数は、R4が124件、R5は半年で既に121件。相談は主に相談支援専門員やケアマネ、地域包括支援センターからであり、家族や本人からの相談はとて少ないため、そういった方々へのパンフレット等での制度周知がもっと必要だと考える。センターは直営で市社会福祉課と長寿福祉課が各4名ずつ兼任で運営しているが、相談件数の増加により職員の負荷も大きくなっている。今後、関係機関への委託等も検討しながら上手く体制強化をしていく必要があると考える。

(県警本部 福井係長)

警察として直接成年後見制度に関わることは難しいが、昨日(23日)報道があった、郡山市で入所者の財産を職員が取る事案が発生していたりするので、被害者を一人でも少なくするために制度の利用を進めてほしい。また、警察としても職員へ制度について周知していきたい。

(消費生活課 國分課長)

当課では消費生活センターを併設し日々さまざまな相談を受けている。60才以上からの相談が6割以上であり、事例として「認知症で単身の方が訪問販売でよくわからないまま契約してしまったため解約するにはどうしたらよいか」、社会福祉協議会からは「あんしんサポートによる支援を行っている方で本人は忘れてしまっているが代引きの定期購入品が毎月送られてきている」、また、成年後見人からは「被後見人が知人からスマホを複数台契約させられた」等のトラブルが発生している。

当課では、消費者庁の消費者安全法に基づき令和2年10月に「消費者安全確保地域協議会」を設置。地域で見守りを行い、気付いた方が適切な場所につなげていくような仕組みとして、見守りネットワークの協議会を設置している。各市町村にも同様に設置を依頼し支援しているところ。

消費者被害の未然防止や拡大防止のため、関係機関へ引き続き協力をお願い。

(福島家庭裁判所 磯上次席書記官)

司法機関の役割として、後見人の選任や監督、解任等の場面場面で関与する。

基本的に後見人等には民法上広く裁量権が認められているところだが、裁量権を逸脱しているような疑いがある場合には解任の必要性を判断することもある。

選任までのプロセスには関わらないが、このような協議会等の場に参加すると非常に勉強になるので、オブザーバーという立場にはなるが今後もこのような場に裁判所も呼んでいただきたい。

(県社会福祉協議会 渡辺課長)

日常生活自立支援事業を市町村社協を通して実施し、現在利用者数が約700件、うち約6割は障がい者。以前は逆で7～8割が認知症の方であり、そもそもの制度設計が高齢者から始まっていることもあるが、20年以上経過した現在はこのような状況。障がい者の方でスマホ決済のトラブル等もあり、制度開始時とは異なる課題が出てきている。

また、施設入所や長期入院している方で判断能力が不十分な方も支援しているが、意思決定が難しい方も多く、どのように成年後見制度につなげていくかが課題であり、その方法も伝えていかなければいけない。

後見制度に移行する事案は年10～20数件あるが、補助・保佐ではなくいきなり後見の方が多く上がってきている状況も課題だと感じている。

中核機関や法人後見を市町村社協が実施しているところについては、受託後、市町村社協がどのように業務を行っているのか、社協の体制がぜい弱な部分もあるため県社協として支援していく。

(看護協会 阿部委員)

星ヶ丘病院に勤務しているので非常に興味深く参加している。

会では高齢者と障がい者への対応に力を入れており、県と協働して対応力向上研修を毎年実施し、現在対象者の拡大を県と進めているところ。

精神障がい者の方が一般総合病院に入院した際、病院職員がしっかり対応できていないところもあり、必要がないのに身体拘束が行われていたりする。

会では対応力向上のための派遣事業により認知症認定看護師を派遣しているが、対象として精神科認定看護師も入れていくことを県と協議を進めていると聞いており、今後より力を入れていかなければいけない。

勤務先では今の会議での話が毎日のようにあり、現場の精神保健福祉士がほとんど動いているように思うが、看護職としても勉強していかないと短期で退院する方等への支援まで手を回すことができない。帰る家がない、家族がいない、水道がない等の状況で過ごしている方が実際に何人もいた。虐待についても、身体的虐待だけでなくネグレクトも多いため、家に帰すこともできず、長期

入院もできるだけ避けたいので、対応どうするか考えるが、行政や地域の機関等には困るから帰さないでほしいと言われることもある。

看護団体として何ができるか考えていきたい。

(行政書士会 川島委員)

会津の中核機関である会津権利擁護・成年後見センター（運営主体はNPO法人あいづ安心ネット）では、当初より法人の理事となっており、会津圏域の協議会へ委員としても参加をしている。市町村のケース会議等で助言を行っているが、最近多いのは、後見・保佐レベルでないものの判断能力の低下により権利侵害を受けていることがあり、金銭管理について日常生活自立支援事業の利用を進めるケースも聞くが、本人に契約能力があるかどうかの問題であり、軽度の症状の方への対応について補助類型での利用を進める等の助言もしている。

中核機関の設置に向け当初から市町村に働きかけ、助言等を行っていたので、行政書士も専門職派遣事業への対応が充分可能なため、再度のお願いにはなるが、声かけいただきたい。

(司法書士会 益子委員)

司法書士も専門職派遣事業により市町村のケース会議に参加しており、制度利用の不要なケースまで利用することとならないよう助言等を行っていく。

担い手の課題として、司法書士（会員のうちリーガルサポートに登録している者）は地域的に差があり、会津・郡山地域は比較的后見人として対応可能だが、相双地域は対応可能な者がおらず、家庭裁判所相馬支部からの依頼にも対応できていない状況。

法人後見や市民後見人の受け皿について、全国的に市民後見人を輩出している地域では、法人後見が発達している地域から市民後見人を輩出している事例が多いよう。法人後見のなかで後見人のノウハウを蓄積した方が市民後見人として受任している流れが多いが、例えば市町村社協が法人後見を実施しているとしても、今でさえ人員不足なためどのように市民後見人を養成すればよいかという問題もあるが、まずは法人後見を育てるのが受け皿を育てる意味では有効なのではないかと思っているところ。

(老人福祉施設協議会 高木専務理事)

養護老人ホームで該当ケースが見受けられるので、養護の連絡協議会の方では定期的に会議を行って話題が出ているよう。今後会でも研修を検討していかなければならないと感じているところ。

(地域包括・在宅介護支援センター協議会 菅野委員)

地域包括支援センターでも権利擁護に係る相談を受けるが、職員でも理解していない人が多いと感じているところなので、啓発活動が必要。

(三春町保健福祉課 佐久間委員)

市町村でもようやく必要性が見にしみてきて、これまで取組が少なかった分、駆け足で対応しなければならぬ状況となっている。

県の専門職派遣事業を多く活用し、専門職の方々にバックアップいただきながら、手探りで勉強しつつ進めているところ。

今後、市町村でもノウハウを蓄積させ自分たちでできることをしっかり取り組んでいかなければならない。また、市町村の課題に挙げられている人事異動の問題も、当町では担当が社会福祉士であるが他の業務もあるなかでどのように必要性を町として伝えていけるか、また、関係機関とどのように本人のニーズを拾って支援していけるのか等多くの課題がある。

現在市町村でも高齢者福祉計画と障がい福祉計画を策定しているが、市町村としては財政面や人員確保の面で十分な対応ができるかどうかの悩みがあるため、ぜひ広域的に取り組んでいただける事業があれば支援の強化をいただけると助かる。

(弁護士会 榎委員)

弁護士も専門職派遣事業でケース会議に参加し、市町村長申立の手続きや費用面、今後の展開、権利侵害のトラブル等に対し助言を行っている。市町村の反応を見ると、専門職の助言に対して非常に満足しているように思うので、今後もっと使っていただきたい。

また、中核機関が整備されていくなかで、県の専門職派遣事業がいずれ終了する時期がくることを想定しているが、会として中核機関に委員推薦等の何らかの支援をしていくことの検討を行っていくことも考えている。実際に推薦依頼があった際に検討することではあるが、その際、給源の課題も出てくる。

弁護士会のうち後見人等への推薦名簿には全体の約5割が登録しており、現在は推薦依頼に対してなんとか対応できている状況。

家庭裁判所からは、引継ぎでのリレー方式を想定した推薦依頼も来ており、弁護士は遺産分割や消費者被害、親族の使い込み等による紛争解決の訴訟対応等でうまく使ってもらえれば。

また、身寄りのない人の身元保証団体の話として、そのためだけに後見制度を使いたいという相談があると聞いているが、これには課題もあると思っている。日弁連では、そもそも身元保証を求めること自体がどうなのかという意見が出ている。医療同意や死後の引き取り事務等があるが、代替措置があり得るのではないかな等の議論をしていきたい。

また、きちんとした団体もあると思っているものの、相談があった際には安易に身元保証する団体の利用について案内してほしくない。契約だけして必要な時に申ししないケースがあるとも聞いている。

政府も規制をかけていくと聞いているが、日弁連では制度そのものの是非について意見を出していくと思う。

(医師会 原委員)

身元保証団体の件については、医療関係者としても問題が多いように感じている。火葬や死後手続等を全て含めた契約もあり、本人や家族、関係者が希望しているとしても、実際には疑問を感じるケースも多々ある状況。

(社会福祉士会 松本委員)

県高齢福祉課より委託事業を受け、谷川(委員)を中心にアドバイザーチームを編成し三士会で動いている。市町村からさまざまな要望があり、ケース検討会や制度に関すること、虐待により成年後見制度との関係があるもの等、込み入った問題に対して、市町村担当者が一步踏み込めなくて判断に迷うところアドバイザーが司法分野やソーシャルワークの分野で助言を行っている。

事業を複数回活用している市町村もあるが、依頼が来ていない市町村に対してもアプローチをしていければ。

会としてはやはり権利擁護が重要でありどこを向いて利用促進に動いているのかというと、物を言えない高齢者や障がい者、泣き寝入りしてしまうような犯罪被害者、退院後の生活が充分でない方等に対して、権利擁護の視点から制度上の財産管理や身上保護を有効に活用することで利用者の自立支援や意思決定支援をしていくことが重要。

今後、制度が利用者の生活のためにどのように活用していくべきか、会としてもしっかりと活動していきたい。